

空き家の所有者・管理者の皆様へ

空き家を適切に管理していますか？

あなたの空き家は  
大丈夫ですか？

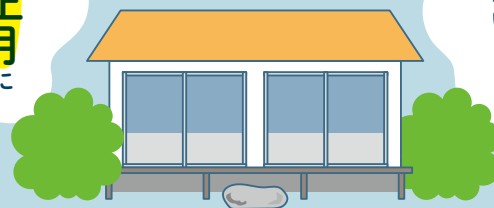
空き家や活用頻度が少なくなった建物を放置すると、

**ご近所や地域の方に迷惑**をかけてしまうことがあります。

こんな場合は  
要注意！

物置として使っているが、**たまにしか**用事がない。

**盆や正月**に使うけど、最近は**帰省**できていない。



建物は定期的なメンテナンスをしなければ老朽化が進み、周囲への悪影響につながります。

## あなたの空き家管理 チェックポイント

### 屋根

- 瓦などの仕上材の浮き・ズレ
- アンテナの傾き・落下・固定器具の破損

### 軒裏

- 軒天材のひび割れ・シミ・破損

### 外壁

- 壁仕上材のひび割れ・穴・剥がれ・シミ

### 雨どい

- ズレ・落下・破損

### 敷地内

- 樹木・雑草の繁茂
- 塀のひび割れ・穴・傾き
- 病害虫等の発生（ハチ・ネズミ等）
- ゴミの不法投棄

### 窓・扉

- ひび割れ
- 開閉不良・スキ間

### 土台・基礎

- 土台のひび割れ・腐朽・破損
- 基礎のひび割れ・破損

- 天井や壁、床の雨漏り・ひび割れ・シミ・カビ

- 床の傾き・沈み

- 戸の開閉不良

- 壁の剥がれ

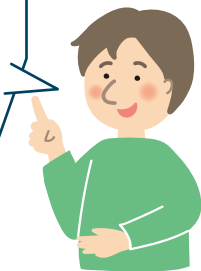
### 屋内

**大切なお家、老朽化させないようにしましょう！**

さらなる安心のために

・ご近所の方へ連絡先を伝えておくと、建物に異常があったときの連絡に便利です。  
・もしもの火災や盗難等に備えて、保険に加入すると安心です。

自分で管理するよ！  
使う予定は  
ないけれど、



空き家には  
適切な管理が  
必要です！

自分で  
管理することが  
難しいわ…。



## 1 定期的なメンテナンスを しましょう。

今すぐ出来る！  
簡単な  
空き家メンテナンス！

- 窓、間仕切り、引き戸、押し入れやクローゼットを開放し、通風・換気をする。
- 室内・外回りの簡単な清掃をする。
- すべての蛇口の通水をし、すべての排水溝に水を流す。
- 草刈りや庭木の剪定をする。
- 郵便物、配達物を確認する。
- ガスボンベ・各種メーターを確認する。

2 管理が大変な場合は、  
管理業者に委託してみましょう。

3 登記の状況なども確認しましょう。

4 今後の活用については、  
ご家族と相談しておきましょう。

他の人に使ってもらおう

### 賃貸する

不動産業者に仲介を依頼するのが一般的です。水回りの改修や、借り手の改修が可能なDIY型賃貸にすると借り手がつきやすくなります。

### 事業に活用する

例えば、近年は新たな法制度により、住宅のまま「民泊」事業に活用することも可能になっています。

手放す

### 売却する

次の所有者に活用してもらうことも一つの手段です。売却価格の相場などは不動産業者等に相談してみましょう。

### 解体する

老朽化が著しい場合は、解体を検討しましょう。費用はかかりますが、維持費や心理的な負担も軽くなり、跡地の有効活用も見込めます。

お持ちの空き家についての相談は、担当窓口までお問い合わせください。

適正管理や解体についての相談 : 琴浦町役場建設住宅課 0858-55-7805  
利活用や空き家バンクについての相談 : 琴浦町役場企画政策課 0858-52-1708

また、鳥取県では、不動産に関わる専門家団体で組織する「とっとり空き家利活用推進協議会」が、  
空き家のワンストップ相談窓口を開設しています。こちらをご活用ください。

とっとり空き家利活用推進協議会

〈電話受付〉  
月～金 9:00～16:30

東部

☎090-4659-1908

中部

☎080-2929-8172

西部

☎080-2929-8173